

目次

序にかえて

遠藤ゆり子 1

総論 戦国大名伊達氏の研究動向

遠藤ゆり子 8

第1部 種宗・晴宗・輝宗期の政治動向

I はるかなる伊達晴宗——同時代史料と近世家譜の懸隔

黒嶋 敏 54

II 越後天文の乱と伊達種宗

——伊達時宗丸入嗣問題をめぐる南奥羽地域の戦国期諸権力

長谷川 伸 99

III 伊達氏「元亀の変」について——分権主義と集権主義

高橋 健一 133

IV 戦国期伊達氏の花押について——伊達種宗を中心に

大石 直正 146

第2部 伊達氏の領国支配と文化

I 伊達領国下の置賜地方——戦国時代の長井荘と村落

遠藤ゆり子 176

II 伊達氏の領国支配の強化と諸役特権

——『晴宗公采地下賜録』にみる置賜地方を中心にして

渋谷 敏己 192

III 中世阿武隈川の水運

——在家の呼称を手がかりとする一考察

小林 清治 210

IV 伊達輝宗家臣遠藤基信と連歌

——遠藤基信宛飛鳥井雅敦書状の年代推定をめぐって

大越 良裕 217

第3部 伊達氏の系譜と伝来文書

I 奥州伊達氏の系譜資料について

羽下 徳彦 236

II 伊達家文書の形成過程

菅野 正道 261

III 『成宗公御上洛之日記写』に関する一考察

星川 礼応 313

付録 伊達氏略系図・伊達氏関連略年表

遠藤ゆり子 編 349

初出一覧／執筆者一覧

総論 戦国大名伊達氏の研究動向

遠藤ゆり子

はじめに

伊達氏は、鎌倉時代に陸奥国伊達郡（現福島県）へ入部した「常陸入道念西」に始まるとされる家である。南北朝期に南朝方で活躍した行朝以降は、後世に作成された系譜以外の史料でも存在を確認することができる。行朝以降の系譜を示せば、行朝―宗朝―政宗―氏宗―持宗―成宗―植宗―晴宗―輝宗―政宗（初代仙台藩主）となる。

本稿では、膨大な伊達氏研究のうち『織豊大名の研究』シリーズで取り上げる政宗以前、天正十三年（一五八五）に死去する輝宗期までの戦国時代の伊達氏について、主な研究動向を整理しようとするものである。まずは年代を追って、大まかな研究史の流れを見ていきたい。

一九五〇～六〇年代は、伊達氏研究の礎が築かれた時期だと言える。戦中から中世奥羽史研究を開拓した大島正隆氏以降（大島 一九八七）、本格的に伊達氏研究を推し進めたのが小林清治氏である。小林氏の当初の関心は、近世へとつながる大名制形成の要因とその過程を、伊達氏を事例に明らかにしようとするものであり、家土制と知行制、米

沢城下の問題について検討を加えた（小林清治 一九五三・五五・五九・六一）。同じ頃、小林宏氏は「塵芥集」に注目し、その名称の意味や分国法制定の理由を探るなかで、京都との関係や南奥羽における伊達植宗・晴宗期の特色を明らかにした（小林宏 一九六二・六三・六四・六六・六八）。小林宏氏の諸論考では、その後の伊達氏研究における重要な論点が多く提示されている。

一方、菅田慶恩氏は全国各地の在家を分析するなかで、戦国期に多くの在家が見られる伊達領に注目し、伊達氏支配下の地頭領主（伊達家臣）の実態を追究した（菅田 一九五五・六二・六七）。小林清治氏が「晴宗采地下賜録」から家臣の知行分布を考察したのも、同じ時期である（小林清治 一九六六）。この頃は『福島県史』の編纂事業も始まり、本格的に史料収集が進められ、中世の資料編が一九六六年に刊行された¹⁾。これにより、伊達氏をはじめとする南奥羽の戦国史研究は飛躍的に向上することとなる。

伊達氏が戦国大名化する転換期として、植宗・晴宗の代である永正～天文期が注目されるようになったのが、一九六〇年代後半から七〇年代にかけてである。戦国大名化の問題について、藤木久志氏や小林清治氏は買地安堵制や植宗の奥州守護職補任、晴宗の奥州探題職補任との関係から、追究することとなる（藤木 一九六六A・B、小林清治 一九六七・七〇・七四）。また、高度経済成長期に当たるこの時期は、大きく変化しつつあった村や町にも目が向けられ、菊池利雄氏・渋谷敏己氏・高橋健一氏らの論考が発表された（菊池 一九七四・七六・七九・八五・二〇〇一、渋谷 一九七三、高橋健一 一九七八）。小林清治氏が、農民構成や在家に注目した研究を行ったのもこの頃である（小林清治 一九七八B・八〇A）。

そのような中で、一九七八年に従来の中世奥羽研究を総括したような名著、小林清治・大石直正編『中世奥羽の世

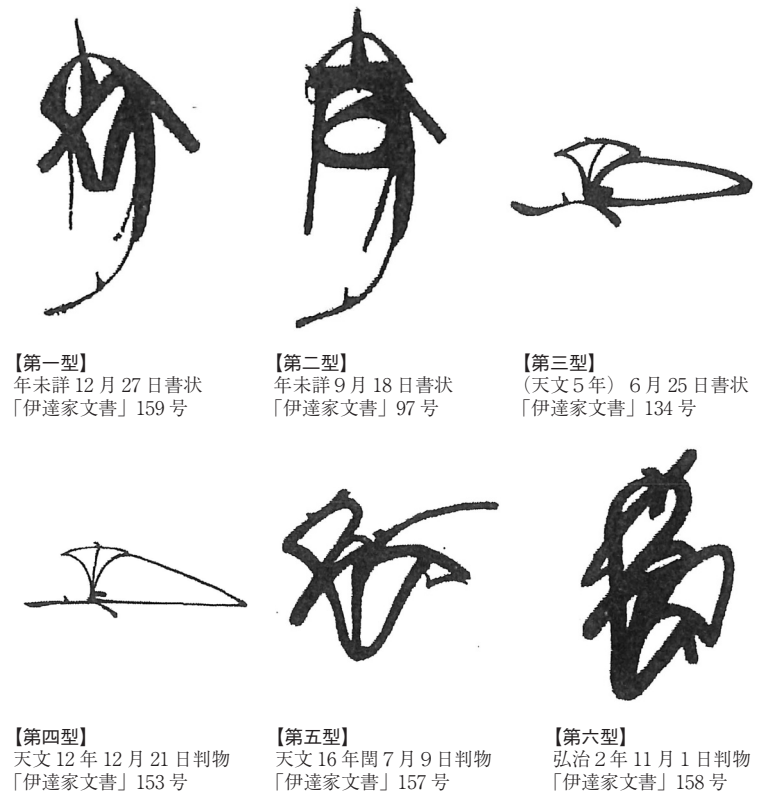


図1 伊達植宗の花押

- 【第二型】
大永二年（一五二二）三月十九日判物（高成田文書） ↓ 大永八年十二月晦日判物（高成田文書）
- 【第三型】
天文四年（一五三二）四月十日判物（平渡文書） ↓（天文五年）六月二十五日書状（伊達家文書）
- 【第四型】
天文八年九月十三日判物（伊達家文書） ↓ 天文十四年五月二十八日判物（伊達宗成氏所藏文書）
- 【第五型】
天文十六年閏七月九日判物（伊達家文書）、同年同月二十四日判物（佐伯公郎氏所藏文書）

【第六型】
弘治二年（一五五六）十月一日判物（伊達家文書）

第一型は、右のほかに「伊達家文書」の年未詳十二月二十七日書状があるだけ。その自署は「宗」となっている。また第五型は、右の二通のほかに「長倉文書」の年未詳九月二十三日書状がある。第六型はこの一通だけが管見に入ったものである。もともと遺存例の多いのは第四型であろうか。

この植宗の花押は、ほとんど誰かの花押の模倣と考えられ、その意味を考えるのが本稿の主題である。まず第二型だが、これは上杉顕定（可諱）の花押（図2）にそっくりである。上杉定実の実父上条憲定の花押もよく似ているが、顕定の方が近い。中央の円の中の線が円周に接しているかどうかのちがいがだけ、といってもよさそうである。なお植宗がこの花押を使い始めた永正末、大永初年という時期には、顕定その人はすでに死亡している。つぎに第三型は右馬頭細川尹賢の花押（図3）と、これまたほとんど同じであり、その模倣としか考えられないものである。第四型はその変形であるから、これも細川尹賢の花押をモデルとしたものといっている。また第六型は近衛植家の花押（図4）にきわめてよく似ており、第五型もそれと類似した花押といわれている。

この第五型と第六型の特徴は、すでに『大日本古文書』においても指摘されており、第五型については「コノ花押、近衛植家ノ類似セリ」、第六型については「コノ花押、近衛植家ノ同一ナリ」という注記が加えられている（『大日本古文書』家わけ第三、一五七、一五八号。以下、『伊達家文書』は番号だけを記す）。ただし図を比較すれば明らかかなように、きわめて類似してはいるが、まったく同一ではない。とはいえ第六型が近衛植家の花押を模倣したものであることは疑いないであろう。『大日本古文書』の注記にしたがえば、植宗をはじめ近衛植家の花押に似たものをつくり、

